

日野連108-3号
2016年3月3日

公益社団法人日本ポニーベースボール協会
理事長 井上 昌友 殿

公益財団法人日本野球連盟
会長 市野 紀 生



内閣府公益認定等委員会の勧告に関する件における
弊連盟からの改善要望について

平成28年2月26日付で内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対し、発信された「公益社団法人日本ポニーベースボール協会に関する勧告について」が公表されました。公益認定等委員会より、昨年11月と本年1月の2度にわたり改善の余地を与えられながら、問題点を著しく軽視し、真摯な対応を怠り、公益社団法人たるに相応しい改善を見込むことは困難と判断されたことは極めて遺憾であり、社会的誹りは免れません。

弊連盟と致しましては、貴協会が今後少年の夢と希望を守り、安心して競技を続けられる環境を構築していくためにも下記に記載の弊連盟としての要望事項に従い運営改善を図っていかれることを切に希望いたします。

記

1. 内閣府公益認定等委員会の勧告書の記載項目

I. 当該法人は、平成23年6月1日に公益認定を受けて以降、平成26年までに4か年度にわたり、社団法人であるにもかかわらず、その最高意思決定機関である社員総会を一度も開催していない。

II. 当該法人は、上記I. における社員総会を開催していない期間中、行政庁に提出する事業報告において、社員総会を開催している旨の虚偽の報告を続けたこと。

III. 当該法人の代表理事が、特定の理事の退任届けを偽造し、また、開催していない社員総会議事録及び理事会議事録を偽造し、役員の変更について不実の登記を得たこと。

IV. その他法令違反として指摘された問題点

- ① 社員総会等における瑕疵ある決議等
- ② 不当な社員資格の得喪条件
- ③ 少年への暴言・暴力事案に対する不適切な対応
- ④ 不適切な印章管理及び押印
- ⑤ 虚偽の退任届
- ⑥ 不適正な経理処理
- ⑦ ずさんな法人運営

2. 弊連盟としての改善要望事項

- (1) 事態を真摯に受け止め、謝罪、公表等しかるべき対応をとること
- (2) 責任の所在を明確にし、人事を刷新し、しかるべき運営体制を整えること

※特記事項

弊連盟からの要望事項を推進されるに際しては、上記のとおり少年の夢と希望を守り安心して競技を続けられるよう貴協会傘下のチームや選手たちの活動（大会への参加等）に影響が出ないよう配慮されることを強く希望します。

以上